

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき財政局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月12日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 栗 原 大

同 渡 部 俊 明

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

令和4年8月4日から令和5年1月10日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

財政局

#### (2) 対象年度

令和3年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 市税の収納に関する事務及び現金の管理状況	税制・債権対策課 納税課 緑市税事務所 南市税事務所
(2) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	公共建築課
(3) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	契約課 市民税課
(4) 委託料の支出に関する事務	財政課 アセットマネジメント推進課 税制・債権対策課 納税課 市民税課 資産税課 緑市税事務所

(5) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	資産税課 南市税事務所
-----------------------	----------------

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 市税の収納に関する事務及び現金の管理状況	① 収納が適正に行われないリスク ② 現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク	ア 納付書の取扱いは適正に行われているか。 イ 収納金は遅滞なく指定金融機関に払い込まれているか。 ウ 滞納処分等は適正に行われているか。 エ 現金の保管及び取扱いは適正か。
(2) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 検査・検収は適正に行われているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
(3) 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 検査・検収は適正に行われているか。 エ 支出は適正な時期に行われているか。
(4) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリ	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は

	スク ② 支出が適正に行われないリスク	確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(5) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

ア 市税の収納に関する事務及び現金の管理状況

市税の納付書、公金払込領収書、現金受払簿 等

イ 需用費(消耗品費)の支出に関する事務

見積書、支出負担行為書、納品書、請求書、支出命令書 等

ウ 需用費(印刷製本費)の支出に関する事務

仕様書、見積書、見積合わせ結果表、支出負担行為書、契約書、納品書、請求書、支出命令書 等

エ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、個人情報の取扱いに関する書類、報告書、請求書、支出命令書 等

オ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、請求書、

支出命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

現金の管理状況を対象とした各課に対し、現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

税制・債権対策課及び資産税課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第2期：財政局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

ア 税制・債権対策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、市税催告書等印刷及び印字封入封緘業務委託のうち印字業務及び封入封緘業務(以下「印字封緘業務」という。)について、支払の積算根拠となっている請求内訳書及び納品書(以下「請求内訳書等」という。)に記載された数量が、実際に業務を行った数量と異なっている事例が見られた。

1 1月分については、受注者からの請求が印字枚数(20,279件)に基づくべきところ、封入封緘後の封筒数(20,216通)により行われたために、請求金額に63件分の不足が生じていたものである。このことについて、市の担当者が請求書の再提出を指示したが、受注者側の申出を受け、協議の記録等も残さずそのまま支払を行ったとのことであり、本来支払うべき金額より過少な支払となっている。

2月分については、本来9,855件で請求されるべきところ、請求内訳書等には13,200件と記載されていた。この差分3,345件は、令和4年度からの市税と国民健康保険税の徴収一元化に伴う事前調整の過程で新たに印字プログラム修正及び印字テストの業務が別途必要であることが判明し、その費用について担当者間の電子メールのやり取りを根拠に当該契約の中で支払を行うこととしたために生じたものである。具体的には、受注者から徴した見積書に基づく印字プログラム修正費50,000円(税

抜)を印字封緘業務の税抜単価15.9円で除して換算した3,145件(端数切上げ)と、見積書等がない印字テストの実施件数200件を足したものとのことであった。その結果、印字プログラム修正費については、調整した数量に単価を乗じて計算したことにより、見積書の金額と比較するとその分過大な支払となっている。

本事案は、契約業務の中で生じた疑義等に対し、組織としての検討や受注者との正式な協議を行わずに対応したもので、特に2月分については、当該契約の内容にない業務を行わせ、その対価について数量を調整した関係書類に基づき支払を行うなど、不適正な事務処理である。

公金の支払は、適正な支払根拠に基づいて行わなければならない、契約書等に基づく支払額に正当な理由なく増減が生じることはあり得ない。また、契約書や仕様書に記載のない新たな事項について業務を行うのであれば、変更契約又は新規契約を取り交わすなどの適切な手続を執る必要がある。

今後、契約事務及び支払事務の執行に当たっては、その重要性を認識し、事務処理方法や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

イ 資産税課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市公用車賃貸借契約(資産税課)(平成29年6月1日から平成34年5月31日までの長期継続契約)について、保存期間内である契約書等の原本の所在が確認できなかった。

契約関連書類には、入札に係る経過、受注者の内部情報及び業務に関わる者の個人情報等の非公開とすべき情報が含まれることもあり、紛失の状況によっては、関係者に多大な影響が及ぶとともに、市の信用失墜にもつながりかねない。また、公文書は、市の諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源である。今後は、公文書管理の重要性を認識し、管理体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

税制・債権対策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

ア 2021年度市税のしおり作成業務委託において、契約に係る見積合わせを実施するに当たり、業者選定、見積合わせの実施通知、予定価格設定

等の事務について決裁処理を行わずに執行していた。

イ 市税催告書等印刷及び印字封入封緘業務委託において、契約書の個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「個人情報の特記事項」という。)に基づき受注者から提出された作業責任者等に関する届出書類、作業場所に関する届出書類、秘密保持に関する誓約書受領報告書、個人情報提供申請書、個人情報預り証、個人情報消去・廃棄申請書及び報告書について、報告又は承認に係る決裁処理を行っていなかった。

今後、事務の執行に当たっては、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号。以下「公文書管理条例」という。)、公文書の作成に関する指針(平成26年4月策定。以下「公文書指針」という。)等を確認するとともに、個人情報保護の重要性を改めて認識し、適切に決裁処理を行うよう注意する。

(3) 財政局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

## 5 意見

財務監査及び後述の工事監査において、見積合わせの実施や個人情報の特記事項に規定された報告又は承認に係る決裁処理が行われていなかった事例等について注意事項としたところであるが、今回の監査全般において、契約書、仕様書等に基づき受注者から提出を受けた書類について決裁処理が行われていなかった事例及び受注者から提出された各種報告書類に係る決裁処理において担当課長等の押印が漏れていた事例が散見された。

市の事務は文書主義に基づくものであり、職員は、事務を行う上で決裁を受けなければならないとされている。その意識の欠如が、今回の指摘事項をはじめ、不適切な事務の執行にもつながりかねないことから、改めて決裁の重要性を認識し、適正な事務の執行に努められたい。

## 第3 行政監査(重点調査項目)

### 1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

## 2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適正に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適正に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

## 3 監査対象事務及び監査実施課

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により執行した事業を対象として抽出により選定した。

監査対象事務	監査実施課
委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務	管財課

## 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。



リスク	主な着眼点
検査・検収が適正に行われないリスク	<p>(1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。</p> <p>(2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。</p> <p>(3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。</p> <p>(4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p>

## 5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象課に次の方法を用いて調査を実施した。

### (1) 書面調査

検査・検収が法令、規則等に基づき行われているか、次の書面等を確認した。

見積書、支出負担行為書、契約書、仕様書、個人情報取扱いに関する書類、業務日報、業務日誌、作業完了確認書、報告書、請求書、支出命令書 等

### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

### (3) ヒアリング

管財課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

## 6 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第2期：財政局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

### (1) 検討すべき事項

管財課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、本庁舎設備管理業務委託(長期継続契約)において、次のような事例が見られた。

#### ア 検査・検収について

(ア) 契約書に基づき、業務の成果に関する記録及び報告をもって検査・検収を行うべきところ、作業が終了したことを確認するための作業完了確

認書をもって検査・検収を行っていたため、支出命令書の「検査検収日」欄の日付が各種報告書の受領日より前の日付となっていた事例が見られた。

(イ) 井水塩素注入機への薬剤の補充業務について、業務実施後に検査・検収を行った上で支払を行うべきところ、実施月が変更になったにもかかわらず、契約締結時に作成した支払内訳に記載された予定月(年4回)に支払を行ったため、業務実施前に当該業務に係る支払がされていた。

今後は、契約事務における履行確認の重要性を認識し、契約書、仕様書、報告書類等関係書類の記載内容を十分に確認するとともに、業務の実施時期に変更が生じた場合の対応を追加するなど、仕様書の内容及び事務処理方法を見直し、適正に事務を執行されたい。

#### イ 再委託に係る手続きについて

飲料水等の水質検査業務の一部が再委託されていたが、契約書に規定された受注者からの届出及び発注者の承認が書面により行われていなかった。

今後、業務委託に係る契約事務の執行に当たっては、関係書類の記載内容を十分に確認し、必要な手続きが漏れなく行えるよう事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

(2) 財政局におけるその他の委託料の支出に係る検査・検収については、契約書等に基づき適正に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

## 第4 工事監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

需用費の施設修繕料及び委託料の維持補修委託料、建設事業委託料の支出に関する事務を対象とした。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	

ア 本庁舎外壁タイル等修繕	管財課 公共建築課
イ 年度末組織改編に伴う事務室レイアウト変更修繕	管財課
ウ 令和3年度末本庁舎サイン修繕	
エ 本庁舎第1・2委員会室照明器具LED化修繕	
オ 本庁舎消防設備修繕	
カ 中央監視用UPS電源バッテリー等交換修繕	
(2) 委託料の維持補修委託料及び建設事業委託料の支出に関する事務	
ア 市有地除草業務委託	管財課
イ 建築材料・吹付材成分分析調査委託	公共建築課

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク	ア 契約の方法、手続は適切か。 イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
(2) 委託料の維持補修委託料及び建設事業委託料の支出に関する事務	② 監督業務が適切に行われないリスク	ウ 委託した事務事業が適正に履行されたか、成果物その他実績報告書で確認したか。

## 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

### (1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているか、次の書面等を確認した。

契約書、設計書、仕様書、見積書、報告書、検査調書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

書面調査及び聞き取り調査を踏まえ、監査対象とした本庁舎外壁タイル等修繕について現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

管財課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

#### 4 監査対象事務の概要

(1) 需用費の施設修繕料の支出に関する事務

ア 本庁舎外壁タイル等修繕

契約金額 25,763,100円

契約方法 一般競争入札

契約期間 令和3年10月7日から令和4年3月22日まで

修繕内容 外壁タイル面のクラック、モルタル浮き、欠損等の補修、タイル張替、シーリング打ち換え、外壁塗装面のクラック、モルタル浮き、欠損等の補修、外壁・軒裏等の塗装等

イ 年度末組織改編に伴う事務室レイアウト変更修繕

契約金額 5,707,460円

契約方法 1者随意契約

契約期間 令和4年2月28日から同年3月31日まで

修繕内容 内装、電気設備修繕、OAフロア補修、什器等の移動、レールキャビネット設置等

ウ 令和3年度末本庁舎サイン修繕

契約金額 3,564,000円

契約方法 1者随意契約

契約期間 令和4年3月15日から同年3月31日まで

修繕内容 サインの作成、下地処理、貼替、移設

エ 本庁舎第1・2委員会室照明器具LED化修繕

契約金額 2,200,000円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和3年12月24日から令和4年3月29日まで

修繕内容 照明器具のLED照明器具への交換

オ 本庁舎消防設備修繕

契約金額 1,650,000円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和3年8月11日から同年9月10日まで

修繕内容 屋内消火栓消防用ホース更新、火災報知煙感知器交換、誘導灯バッテリー交換、連結送水管逆止弁交換、消火器更新等

カ 中央監視用UPS電源バッテリー等交換修繕

契約金額 1,595,000円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和3年11月11日から令和4年3月25日まで

修繕内容 停電時電源として機能するUPS電源のバッテリー等交換

(2) 委託料の維持補修委託料及び建設事業委託料の支出に関する事務

ア 市有地除草業務委託

契約金額 171,600円

契約方法 随意契約(見積合わせ)

契約期間 令和3年10月7日から同年10月29日まで

委託内容 雑草の刈取り、搬出、処分

イ 建築材料・吹付材成分分析調査委託

契約金額 2,294,600円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和3年5月7日から令和4年3月31日まで

委託内容 建築材料及び吹付材のアスベスト含有に係る定性分析、定量分析

## 5 監査の結果

監査基準及び令和4年度財務監査、行政監査及び工事監査(第2期：財政局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

ア 決裁処理について

(ア) 管財課の需用費の施設修繕料の支出に関する事務を調査したところ、本庁舎外壁タイル等修繕において、下請負人通知書の予算担当課の決裁処理が行われていない事例が見られた。

(イ) 管財課の維持補修委託料の支出に関する事務を調査したところ、市有地除草業務委託において、契約に係る見積合わせを実施するに当たり、業者選定、見積合わせの実施通知、予定価格設定等の事務について決裁処理を行わずに執行していた事例が見られた。

今後、事務の執行に当たっては、公文書管理条例、公文書指針等を確認し、適切に決裁処理を行うよう注意する。

#### イ 検査・検収について

管財課の需用費の施設修繕料の支出に関する事務を調査したところ、令和3年度末本庁舎サイン修繕において、現場作業は次年度の業務が開始する前に作業を終了させ、発注者の検査・検収を完了するものとし、写真付きの修繕報告書を1部発注者に提出することとされているが、サインの新旧データのみ提出を受け、写真付きの修繕報告書が提出されないまま完了としていた事例が見られた。

地方自治法施行令第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

今後は、契約書、仕様書等に基づき、業務の履行確認が確実にできる書類を提出させるとともに、これに基づき検査・検収を行うよう注意する。

(2) 財政局におけるその他の修繕等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。